

日進市有料広告掲載提案 募集要領

1 目的

市の新たな財源を確保するとともに市民サービスの向上を図るため、市の資産を活用して広告を掲載することについて、提案を募集します。

2 募集条件

日進市有料広告掲載に関する要綱及び日進市広告掲載基準等に定める基準に合致し、今までにない広告事業又は現在の広告事業に新たな要素を付加する企画提案であって、次のいずれかに該当するものを募集します。

(1)市の資産に広告を掲載することにより、新たな財源を確保するもの

(2)物品の提供により、経費削減を図るもの

※屋外広告に係る提案は、愛知県屋外広告物条例を遵守したものに限ります。

3 提案額

(1)提案者からの提案額とします。

(2)最低基準額は設けませんが、提案額が著しく低いものはお断りすることがあります。

(3)物品等を無償提供する提案の場合、提案金額は記載不要です。

4 契約期間

広告掲載期間は原則 5 年以内とします。

5 提案者の条件

提案者は、提案内容を自ら主体となって実施する個人、法人及びその他団体とします。(広告代理店を含む)

ただし、次の(1)～(5)に該当する場合は、提案者になることができません。

(1)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の途中でいる者

(2)日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成 18 年日進市要領第 6 号）に基づく指名停止措置を受けている者

(3)日進市暴力団排除条例（平成 24 年日進市条例第 22 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(4)市税等を滞納している者

(5)前各号に掲げる者のほか、市の資産に広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

6 提案方法

(1)事前に総合政策部企画政策課に提案の概要を相談してください。その後、提案に係る広告媒体を所管する部署（以下、「広告媒体所管部署」という。）と協議していただきます。

(2) 広告媒体所管部署との協議後、次の関係書類を提出していただきます。

① 日進市有料広告掲載提案書（第1号様式）

② 提案内容が分かる参考資料（任意様式、会社案内パンフレット等も可）

③ 国税及び愛知県税の納税証明書

・税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3未納がないことの証明）

・愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の納税証明書（未納の税額がないこと用）

※愛知県外の提案者は、愛知県税の納税義務がないことの申出書（別紙）

④ 法人の場合、登記事項証明書

⑤ 個人事業主の場合、代表者の身分証明書及び事業主であることが分かる書類（事業開始届等）【コピー可】

7 審査方法

(1)日進市有料広告審査会で広告掲載の採否及び提案者と契約することの承認及び不承認を審査します。

(2)同時に受け付けた提案において、広告媒体が競合するなど、併せて実施できない提案が複数あった場合、日進市有料広告審査会で審査し、より優れている提案を採用します。

(3)結果は「日進市有料広告掲載提案審査結果通知書」（第3号様式）により、提案者に通知します。

(4)選定された提案は、概要を市ホームページで公表します。ただし、提案者名は提案者が希望した場合のみ公開し、提案者の創意工夫が含まれる部分は公表しません。

8 募集期間

(1)随時募集となり、書類を受理した順に審査し、決定します。

(2)書類の受理から1週間以内に受理した他提案者の提案は、同時に受け付けたものとみなします。

9 契約の締結

採用された提案書を提出した事業者を契約候補者として、広告媒体所管部署との間で協議を行い、両者の合意により契約を締結します。

10 広告の掲載

掲載する広告については、日進市有料広告掲載に関する要綱に基づき、広告媒体所管部署の審査を受ける必要があります。

11 契約期間満了後の措置

初回の契約期間終了後、契約を更新する場合の契約方法は入札になります。

ただし、当該契約の性質又は目的が入札に適しないものである場合は、この限りではありません。

12 広告実施に伴う費用負担

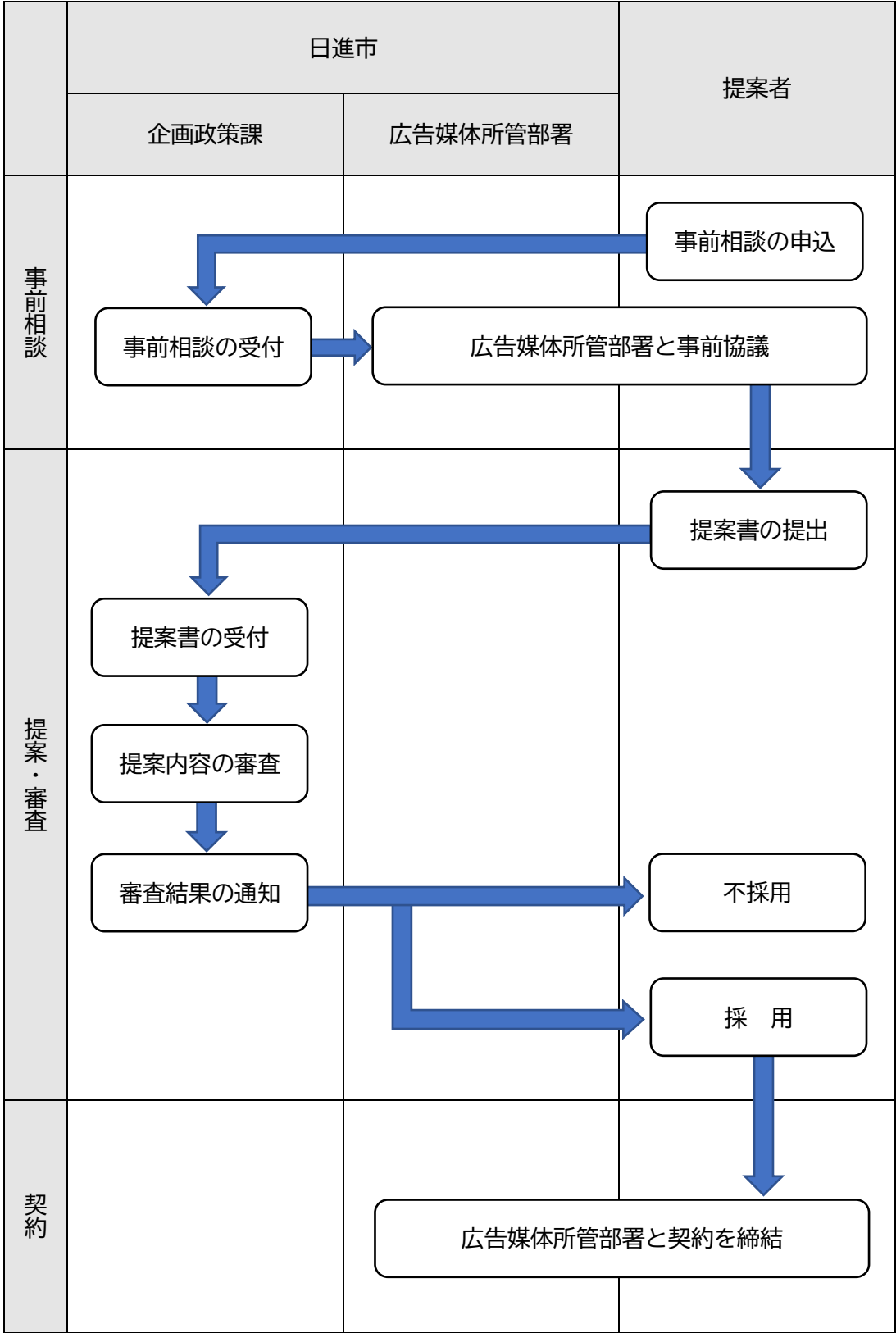
広告事業の実施に伴う次の項目の費用等は、提案者が負担します。

- (1)提出書類の作成及び提出に要する費用
- (2)契約締結後、広告掲載までにかかる一切の費用
- (3)契約期間満了後（契約解除後）、原状回復にかかる一切の費用

13 契約の解除

- (1)提案者の事情、違法行為等で広告事業の維持が困難な場合は、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用は提案者の負担とします。
- (2)広告事業の契約（提案）期間内でも、施設の統合、廃止、用途の変更等のため、広告事業の契約を取り消すことがあります。この場合における当該指定の取り消しにより生じた損害について、本市はその賠償の責めを負いません。また、当該広告事業が取り消された施設については、速やかに原状回復していただき、明け渡していただくこととなります。

○事前相談から広告掲載契約までの流れ



※提案内容の審査は日進市有料広告審査会（事務局：企画政策課）が行います。